# 保有個人情報開示請求書

スポ-	ーツ庁長官 殿		平成	年 月 日
	(ふりがな	)		
	氏名			
	住所?	又は居所		
	〒 〒	Tel.	( )	
	_ <del></del>			
		情報の保護に関する法律(平成15年法律第58 り保有個人情報の開示を請求します。	3号)第13	3条第1項の
		記		
1	開示を請求する保有個 <i>。</i>	人情報(具体的に特定してください。)		
2 3	求める関示の実施方法等	<b>笑(太爛の記載は任音です )</b>		
2 <b>求める開示の実施方法等 <u>(本欄の記載は任意です。)</u></b> ア、イ又はウに〇印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載し				
てください。				
ア 事務所における開示の実施を希望する。				
		閲覧 □写しの交付 □その他(		)
	<実施の希望日> 平	<sup>Z</sup> 成 年 月 日		
1	イ 電子情報処理組織を使	門した開示を希望する。		
Ç	フ 写しの送付を希望する	) <sub>0</sub>		
	1ki_ ded			
3 _=	手数料			
	- du li l			
	手数料	ここに収入印紙を貼ってください。	(請求号	受付印)
	(1件300円)		(117.7)	~13.157
4 7	本人確認等			
イ	請求者本人確認書類			
□運転免許証 □健康保険被保険者証 □住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)				
	口在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書			
│ □その他( │ ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。				
		人が請求する場合にのみ記載してください。)	<u> </u>	
(ア) 本人の状況 □未成年者 (年)月日生) □成年被後見人				
	(ふりがな)			
	(イ) 本人の氏名			
	(ウ) 本人の住所又は居			
エ		場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してくだる □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他(	さい。	)

(説明)

# 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により 開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載 してください。

### 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求 する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

# 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日、電子情報処理組織を使用した開示の実施又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は各行政機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

#### 4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている行政文書 1 件について300 円を納付する必要があります。300円分の収入印紙を保有個人情報開示請求書の所定の位置に貼って提 出してください。

ただし、特許庁及び官報により納付方法を公示した行政機関の長に開示を請求する場合は、別に定める納付書で納付することになります。

また、直接事務所の窓口において現金で納付することができる機関もあります。

詳しくは、開示請求窓口に確認してください。

# 5 本人確認書類等

#### (1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第11条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

# (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

# (3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。